

## 懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分を行いましたのでその概要等を公表いたします。

- (1) 処分内容 戒告
- (2) 処分を行った年月日 平成29年10月23日
- (3) 処分に係る事案の概要  
平成29年7月15日午前0時9分頃、富谷市三の関地内の国道4号において、制限速度を45km/h超過して走行したため、自動速度取締機の測定により最高速度違反で検挙され、免許停止並びに罰金の処分を受けている。
- (4) 処分を受けた職員の年代及び性別 20歳代 男性
- (5) その他 監督責任者に対する処分  
所属課長 文書厳重注意

### お詫び

職員に対しては、日頃から法令の遵守並びに交通安全の推進を、ことあるごとに指導や注意喚起を行ってきたところではありますが、今回、本村職員がこのような行為を行ったことは誠に遺憾であり、村民の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起きないように、今まで以上に職員の管理監督に努め、法令遵守や交通安全の取り組みをさらに徹底し、一日も早く村民の皆様の信頼を回復することができるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

平成29年10月23日

大衡村長 萩原 達雄

問い合わせ先

大衡村役場 総務課 早坂

電話 022-345-5111